

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって、6番、村岡清邦君の質問を終わります。

次に7番、小川保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。7番、小川保です。

本日は丸尾幸雄町長の平成29年度施政方針を拝読及び拝聴させていただきました。

その中から、1つ、学校給食センター整備事業について、そしてもう一つは、ふるさと納税推進事業について、この2項目を質問させていただきます。

2年前にも申し上げましたが、町政は今、財政的に非常に重要な時期であります。

この2期目に布石を打ち、将来を見据えてあらかじめ手段を講じておく大切なときであります。

このことは、丸尾町長初め多くの行政諸氏が認識されていることと思っております。

そのあらわれとして、施策の内容がより具体的でありました。

また、財政上も充分練れた内容になってきております。

つまり、プライマリーバランスや350%を超えると危険とされている将来負担比率などの指数をにらみながら、住民のために将来の多度津町のために、やるべきことをやる、過去に積み残されてきた大きな課題を加速度的に、また着実に実行されてきておるように感じております。

丸尾町長は、2期目の後半に入りました。この19ページに及ぶ施政方針は、各項目とも具体的に述べられており、読みやすく、まことに誠実なお人柄によりますことと感じ入っております。

さて、1番目の学校給食センター整備事業について、丸尾町長に質問いたします。

善通寺市、琴平町、そして多度津町の1市2町共同で進められております「学校給食センター整備事業」について、常々、町長との対話集会あるいは町政モニター会などさまざまな機会を捉えて、広くご意見を伺い、また説明されていることでありましたが、その後の進捗などにより、改めて全体のご説明をいただきたいと存じます。

1つ、場所、2、工事整備期間、供用開始時期、3、P F I 事業によるその資金、事業運営体制、4番目として、S P Cに係る運営事業体、これに対する正確に安全に運営されているか、この管理体制、5番目に、善通寺市、琴平町の本件に対する取り組む姿勢など、概要をお聞かせください。

よろしく申し上げます。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員の学校給食センター整備事業についての進捗状況等についてのご質問にお答えをしております。

まず、最初のご質問の1市2町学校給食センターの建設予定地についてであります。建設予定地は善通寺市生野町でございます。

具体的に申し上げますと、尽誠学園から県道25号線を南下し、国道319号線との合流地点付近の西側約5,500㎡で、用地につきましては、善通寺市が土地取得契約を締結しております。

次に、工事整備期間、供用開始時期についてのご質問ですが、本年5月初旬に給食センター整備・運営事業についての入札公告を行い、本年12月には、事業者との事業契約締結を、その後平成30年1月より設計にかかり、確認申請の後、建設工事に取りかかるのは平成30年9月を予定しております。

平成31年6月、施設の建設完了後、開業準備を行い、供用開始は善通寺市の2学期の始まる平成31年8月25日を予定しております。

次に、本事業に係る事業資金、事業運営体制についてのご質問でございますが、本議会でもご審議いただきますが、平成29年度予算において債務負担行為の設定をさせていただいております。

給食センター整備運営事業につきましては、平成29年度から平成46年度までの間において、25億6,767万3,000円を限度額とさせていただいております。

その財源内訳につきましては、国庫支出金6,574万円、地方債5億6,730万円、一般財源19億3,463万3,000円を予定しております。

また、事業の運営体制につきましては、一部事務組合方式、協議会方式、事務の委託方式を協議検討してまいりましたが、経費の節約及び事務の能率処理を鑑み、協議会方式で行いたいと考えております。

次に、運営事業者に対する管理体制についてのご質問ですが、運営事業者自身のセルフモニタリングについて、1市2町への各種報告を要求水準書で義務づけております。

また、1市2町におきましても管理を行います。

さらに、1市2町学校給食センターモニタリング業務を専門家に委託することにより、要求水準書の定める基準を遵守するよう監視をしております。

最後に、善通寺市、琴平町における本件に取り組む姿勢についてのご質問でございますが、去る2月にも給食センター整備に係る1市2町の首長会議を開催いたしました。

その会議におきましても、PFI方式で共同して給食センター整備を進めることについて、意思を確認をいたしました。

また、善通寺市、琴平町におきましても、本町が行っておりますとおり、ホームページを通して、給食センター整備に係る実施方針等の公表を行っており、3月議会において、予算措置を行っているところであります。

以上で小川保議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

以下、引き続き関係課長より答弁をまいります。

よろしく願いをいたします。

議員（小川 保）

町長、非常に丁寧にご説明いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほどご説明をいただいた内容について、2点確認をさせていただきます。

まず、1つは、供用開始の時期です。

これは、善通寺市の2学期が始まる8月25日というふうにお伺いいたしました。

ということは、1市2町各自治体における2学期に開始が間に合うようにと、こういう意味合いと確認してよろしいですかね。

後で、その確認をお願いします。

もう1点、これは先ほど村岡議員さんからの質問、回答にありましたけれども、運営事業体に対する管理体制ですね。

私、やっぱり大事なのはこの管理の問題だろうとっております。

体制がしっかりと整っておるということ、そしてその体制の中に陣容がきちっとはめ込まれておるということが、非常に大事なことでないかなというふうに思っております。

ここで確認ですけれども、派遣職員の職員レベルですね、どういったレベルの方を用意しておる、考えておるかということを確認をいたしたいと思えます。

2点お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川保議員の確認事項のまず1点目ですけれども、給食を行っていく日にちでございますが、今この中では供用開始は善通寺市の2学期の始まる平成31年8月25日を予定としておりますとお答えをいたしました。

その他の多度津町も琴平町も、その頃には2学期の給食開始だと思っておりますので、2学期の給食開始に間に合うような時期を想定をしております。

続きまして2点目ですね。

運営体制っていうのが非常に大事だと、今、小川保議員おっしゃいました。

まことにそのとおりだと思っております。

今、学校給食センターの職員のことに関しましては、先ほど村岡議員の方からの説明もあり、その処遇に対しましては副町長のほうから答弁を差し上げ

たところでございますが、その職員の資質というんですか、技術、技能ということにつきましては、今、各1市2町の給食センターで働いてくれております、従事していただいております専門職と申し上げたらいいのかもわかりませんが、常時従事していただいている方の中から、まずは優先的に希望に応じて、新しい中におきましてもお願いをしようということで、1市2町の首長の間ではそういう確認はしております。

以上です。

議員（小川 保）

町長ありがとうございます。

職員のレベルについての質問ですので、すみません、もう一度お願いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

大変失礼を申し上げます。

勘違いがありまして、運営の方じゃなくて、私どものほうから派遣する職員についてであります。専門の職員を、また1市2町で議論をして、そして進んでいけるような、そういう職員をこれから考えてまいろうと思っております。

よろしく願いをいたします。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

とにかく、管理体制っていうのは非常に大切なことですので、運営をする中身については先ほどお話があった内容でよろしいかと思っておりますけれども、それに加えて管理を徹底するという事だろうと思っております。

次に、本件について担当課長に質問をさせていただきます。

1つ目は、丸尾町長の各回答に沿って、各プロセスごとの進捗状況の説明、並びにそれにかかわる協定書など、内容が公表できるものなどがありましたら、数値などを交えてご説明いただきたいと思っております。

それから2つ目です。1市2町の共同で運営、実施されますことから、債務負担行為が当然あるかと思っております。

各負担項目の総額と適切な負担割合など、今現段階で公表できる内容で結構でございますので、ご説明いただきたいと思っております。

それから3つ目は、現在の地産地消の供給業者と食材提供率、並びに一般の供給業者との価格のレベル、そして今後の食育への取り組み方、現在と今後を比較した運営のあり方など、こういった内容についてご説明いただきたいと思っております。

教育課長（竹田 光芳）

小川保議員の給食センター整備に係る3点ほどのご質問にお答えしてまいります。

まず1点目、各プロセスごとの進捗状況の説明、並びにそれにかかわる協定書などの説明のご質問にお答えいたします。

まず、PFI事業者の選定についてでございますが、去る2月1日全員協議会においてご報告いたしました実施方針及び要求水準書（案）につきましてご協議いただいた内容も考慮し、訂正したものを2月10日より1市2町のホームページにおいて公表しております。

その後、実施方針等の説明会を2月17日に実施したところ、19社が参加いたしました。

現在は、事業者より提出された実施方針及び要求水準書（案）についての質問及び意見についての回答を作成しております。

今後は、事業者の質問及び意見も踏まえ、再度実施方針及び要求水準書を精査し、その上でVFMの再算定を行い、PFI事業として実施することが適切であると認められた場合、4月中旬に、特定事業の選定及び公表を行い、5月上旬には、入札公告を行います。

9月には、入札及び提案書受け付けを締め切り、提案書に関する事業者のヒアリングを実施した後、10月下旬には、落札者の決定及び公表を行います。

12月定例議会において議会のご承認を得た後に、事業契約締結となります。

その後の建設関係予定につきましては、町長より答弁があったとおりでございます。

加えて、事業者を選定するための委員会を事業計画関係、給食関係及び建築関係の有識者や各市町からの内部委員から組織いたします。

4月中には第1回の委員会を開催し、落札者選定基準等をご協議いただく予定でございます。

次に、2点目の債務負担の各項目の総額と負担割合についてのご質問にお答えいたします。

1市2町を合わせた債務負担行為限度額の合計は、74億8,116万3,000円となっております。

その内訳といたしましては、施設整備費が27億279万2,000円、維持管理・運営費が47億7,837万1,000円となっております。

施設整備費の主なものとして、建築設備工事費が16億5,475万4,000円、調理機器等費が6億7,526万6,000円となっております。

また、維持管理・運営費の主なものとして、調理・洗浄業務費が22億3,969万1,000円、光熱水費が9億7,533万2,000円、配送・回収業務費が6億7,714万4,000円となっております。

次に、各市町の負担割合についてでございますが、これまでの負担割合については、給食の喫食数割としておりましたが、各市町が単独で整備した場合においてもある程度の整備費は必要との観点から、施設整備費に均等割を設定することとし、1市2町の首長会議において、中讃広域行政事務組合における均等割を参考にし、均等割を25%、残りを喫食数で算出することとしました。

また、維持管理運営費については、喫食数割で算出することとしました。

その結果、各市町の負担割合は、多度津町が34.32%、善通寺市が51.95%、琴平町が13.73%となりました。

各市町の債務負担行為限度額は、平成29年度から平成46年度までで、多度津町が25億6,767万3,000円、善通寺市が38億8,657万3,000円、琴平町が10億2,691万7,000円となっております。

加えて事業者へのモニタリング業務委託料の債務負担行為限度額が、1市2町合わせて1,951万7,000円となっており、負担割合は喫食数割で算出しております。

その限度額は、平成30年度から平成34年度までで、多度津町が671万8,000円、善通寺市が1,050万円、琴平町が229万9,000円となっております。

次に、3点目の現在の地産地消の供給業者と食材提供率、並びに一般の供給業者との価格レベル、そして食育への取り組み方など、現在と今後を比較した運営のあり方についてのご質問にお答えいたします。

食材の提供率につきましては、28年4月から12月までの多度津町産の地場産物の活用状況を調べてみると、3,102品目中、香川県産は1,071品目で、全体の34.5%です。そのうち、多度津町産は92品目で、全体の中の3%です。

多度津町産の供給業者としては、ひまわりの会がタマネギ、大根、ニンジンなどの野菜を中心に入荷している他、地元の納入業者も多度津町産のプチトマト、デラウェア、大根などを扱っております。

価格については、地元の農業生産者でつくるひまわりの会の供給する野菜の価格は、市場価格を参考にして、平成24年のひまわりの会の総会で品目ごとの価格が決定されています。

野菜については、ひまわりの会の価格のものと入札で決まる納入業者の価格と比較すると、入札の場合、季節、取れ高等によって価格は変わります。

価格だけを比較すればどちらが高いのか安いのかは月によって変動します。

食育の取り組みについては、これまでも実施しているように、学校においては食育の全体計画を作成し、給食センターと連携を図り、給食主任、養護教諭、学級担任等が中心となり、組織的、計画的、具体的に推進してきました。

また、栄養教諭、栄養技師、食育指導の専門家、地元の生産者が学校に赴き、それぞれの特性を生かし体験等を交え食育の指導を推進してきました。

これからも引き続き、この基本姿勢を大切にしていきたいと思います。

これから1市2町で目指す学校給食共同調理場では、2階に50名程度が調理の様子を見学できる通路や展示コーナー、会議室の設置が要求水準書に示されており、設置されることとなると、これまで難しかった調理場の見学から学ぶ食の教育が可能になります。

そして、1市2町の給食にかかわるスタッフ、人材が協力して、食育の充実に努めてまいります。

以上で小川保議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

竹田教育課長、ありがとうございました。

今、最後にお話ありました食育ですね、非常に大切な内容だと思っております。

従来は給食センターでありましたら、食育をやるということで見学等々についてはなかなか難しかったと思います。

といいますのが、調理場に入場する場合には衛生的でないといかんと、それからいろいろな検査等も必要であったということで、なかなか難しかったと思います。

今後そういう見学コースができるということは、調理場と画した位置にあるということで、簡単にあるいは自由にできるんじゃないかなと思っておりますから、これはぜひ進めていただきたいと思います。

それから、ご答弁の中の二、三確認ですけれども、実は昨日、給食センターについて一般の方からいろいろ質問等がありまして、お話しする中で、余りにもVFMやPFIやPPPやと、あるいはSPCやと、もう何やよう分からん言葉が出てくるので、本日の回答の中にありましたVFMとPFI、もう一度きちっと言葉の説明をお願いしたいと思います、これが1つですね。

それから、配送する場合の車両調達費、これが6,930万円というふうにご回答いただきました。

何台ほど予定をしておるか、その算出基準などありましたらお願いします。

それから、地産地消の件ですけれども、今、現在多度津町産、ひまわりの会などが中心になってやられておるようですけれども、92品目、そして3%程度ということでした。

あるいは、1市2町で今度広域でやる場合には、多度津町だけでなく善通寺も、もちろん琴平も、そしてあるいは香川県産というターゲットもいろいろ考慮しながら、若干の地産地消の拡大ということも考えていけばよろしいか

と思いますが、この県産を高める方法、こういったものも協議会の中でいろいろ議論いただきたいと思います、これに対する考え方もお願いいたしたいと思います。

もしよろしければ、教育長構わんですか。

どなたでも結構です。

教育長（田尾 勝）

小川議員の再質問にお答えします。

先ほど、言葉の問題があって、十分分かりづらいということで、自分自身も正直言って分かりやすい言葉で言えたらいいなというように思っておるんですけども、十分できないことに反省しております。

P F I はどんな内容かという、目的のところだけでお話ししますと、民間の資金とか経営能力、あるいは技術能力を生かしながら、公共設備等の促進を図っていくというような方式であるというふうに考えております。

それによって、国民に対して良好なサービスとか、あるいは国民の経済に発展的な事柄を推進していくというのがP F I ではないかなというふうに思っています。

また、V F M、バリュー・フォー・マネーということですけども、お金の価値、十分資産をうまくして、価値費用対効果とかそういうのを価値づけていくということがV F Mではないかと思っています。

それと、配送車のことを言われておったんですかね。

配送車は今6台ということであれしておるんですけども、今現在10台ということで話し合いがされているというふうに聞いています。

まだ確定したものでは当然ないのんですけども。

以上、3点についてお話ししておきたいと思います。

以上です。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

時間も迫ってきておりますので、次のテーマに移りたいと思います。

ふるさと納税推進事業について。2008年に始まったふるさと納税制度、愛称でそう呼ばれておりますが、本質的には寄附制度であることは、行政の諸氏、皆さん方をご承知のことだと存じております。

ふるさとへ寄附することによって、都会において相応の税金が控除される。

大都市の潜在的に持つ財政的余裕力を少しでも地方に移動しよう、ともに活性化できればと、こういった趣旨から始まった税制であります。

その起因は、現状の税収構造の断面を見れば、地方で生まれ、育ち、教育を受けてきたにもかかわらず、大都市圏に移動しそこで税が支払われる。

これでは地方が疲弊していく構造であろうと。

この状況、これを打開すべく、余裕力を地方へと移動しようと考えた、こう  
いったユニークな税制度ということですね。

しかし、このことは、余力のある者が寄附することができて、したがってそ  
れによる恩恵を受け取ることができる。

持たざる者には何の恩恵も生じない。

一面、不公平感があることは否めないでしょう。

先日発行の中央公論の記事によりますと、2015年4月に制度改正が行われたこ  
ともあり、その年の寄附額は前年比4.3倍の1,653億円に激増、2016年には、  
さらにその1.6倍の2,600億円と予想されておるそうです。

これは中央公論から抜粋いたしました。

当然、税金の奪い合いですから、全国1,741市区町村のうち、損する自治体も  
得する自治体もあるわけです。

さて、我が多度津町はいかがでしたでしょうか。

総務省が公表した2015年のデータを中央公論新社が計算した数値表によりま  
すと、損得収支、寄附収入から税額控除額を差し引いた額、これは多度津町  
は黒字の3,078万円でありました。

全国1,741の中でベスト527位、まずまずの状態かなと思っております。

ただ、全国レベルにはほど遠い金額であります。

ここまでお話しすると全国ベストはどうだったろうかと気になると思います  
ので、ここで申し上げますが、全国のベスト1位、宮崎県都城市、人口16万7,  
000人の町ですが、42億758万円の黒字でした。

ちなみに町の全国ベスト1位は、鹿児島県大崎町、人口1万3,579名、この町  
は27億1,834万円の黒字でありました。

また、香川県内では、高松市は1億1,935万円の赤字、東かがわ市2億3,973万  
円の黒字、琴平町は2,898万の黒字などです。

ただし、これには返礼品にかかわる金額は考慮されておられません。

それは不明ですが、よしんば、これら収入額の半額程度を返礼品の費用に支  
出したとしても、黒字ベスト50位あたりまでは相当の額が残っているという  
ことになろうかと思えます。

あわせて、返礼品の地場商品育成の観点からも、大きなメリットが出ること  
になるのでしょう。

これらのデータは2015年ですので、2016年はまだ発表されておられません。

悲喜こもごもの変化があるようです。

さて、担当課長に質問いたします。

今年度の寄附受入れ総額と結果収支など黒字になったのか、現在見えている

数字をお願いします。

そしてこの制度について、解釈の仕方、どう向き合っていくのか。

最後に、多度津町の取り組み方、そして今後の方向性などをお話いただけたらと存じます。

よろしくお願いします。

政策企画課長（河田 数明）

小川議員ご質問のふるさと納税推進事業について答弁をさせていただきます。

まず、今年度の寄附受入れ総額につきましては、平成29年2月28日現在での寄附件数が合計4,685件、寄附金額が合計1億1,210万9,200円となっております。

昨年度同時期での寄附件数は1,001件、寄附金額は3,354万9,000円でありました。

昨年度と比較しますと、約3.3倍となる寄附を受け入れている状況でございます。

収支につきましては、昨年中の多度津町住民の寄附金税額控除額が6月にならないと確定いたしませんので、現時点の収支で説明させていただきます。

支出といたしましては、昨年4月から本年3月末までにかかる平成28年度の返礼品費用は概算で約4,000万円、その他諸経費でありますクレジットカード手数料、システム利用料、及び宣伝・広告費の合計が約1,200万円でございます。

これらを合計した支出想定金額は総額約5,200万円となります。

これを、先ほど述べました寄附総額1億1,210万9,200円から差し引きますと、約6,000万円の黒字となる予定でございます。

次に、この制度についての解釈の仕方、どう向き合っていくのかにつきましては、議員がおっしゃられるように、自治体間で税金を奪い合う構造になっていたり、高所得者ほど恩恵を受けやすいなどの諸問題ははらんでいるものの、特に地方の自治体にとっては、新たな財源の確保、地域の商品を全国に発信できるといった意味において、大きなメリットを持つ制度であると考えており、多度津町にとってもこれを推進していくことにより、地域の活性化が図れるものと認識しております。

また、町の取り組み方、今後の方向性につきましては、29年度におきましても、昨年同様、返礼品につきましては、ふるさと納税制度の趣旨に沿った取り扱いを心がけ、返礼品ラインナップの拡充や寄附申込み窓口の充実に努め、広告掲載などPR活動も推進していきたいと考えております。

今後も今までの方向性を崩さず、地域の事業者の方々と一緒になって積極的

に協力する中で、多度津町へのふるさと納税の推進及び地域産業の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

残り3分ですので、簡単に再質問をさせていただきます。

返礼品の申込方法、この方法の柔軟性ですね、これに今後、例えば累積ポイント制、こういったものを採用していけば、寄附する側からいえばもっと楽しみがふえるんじゃないかなと思います。

その点についてお願いいたします。

政策企画課長（河田 数明）

ご質問に答弁させていただきます。

返礼品の申込方法の柔軟性ということでございます。

議員のおっしゃるとおり、累積ポイント、この制度を導入している自治体も現在ございます。

ポイントを貯められるという寄附者にとっては大変メリットのある制度ではあると感じております。

しかしながら、受付をする窓口、いわゆるインターネットサイトでございますが、これが複数あります。

その複数の窓口をしている場合、そのポイントの管理をどう行っていくか、システム等も必要になると思います。

そういうことを考えながら、先進自治体の事例等も参考に研究、検討していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございました。